

## 佐倉市補助金検討委員会（第4回）会議録

日時	平成23年 8月9日（火）	場所	佐倉市役所1号館3階会議室
出席者	委員：犬塚委員、亀山委員、稗田委員、武藤委員、吉村委員		
	事務局	小柳企画政策部長 小川財政課長 蜂谷副主幹 林田主査 松澤主査 小林主査 荻野主任主事 田中主任主事	
	その他	傍聴者 2名	
内 容			
<p><b>（1）事業課ヒアリングについて</b></p> <p style="padding-left: 20px;"><b>ア）事務局説明（蜂谷副主幹）</b></p> <p style="padding-left: 40px;">①ヒアリング対象補助事業（別添資料①）</p> <p style="padding-left: 40px;">②補助金検討委員会評価表（別添資料②）</p> <p>（委員長）</p> <p style="padding-left: 20px;">ヒアリングの進行方法について何か意見あるか。</p> <p>（各委員）</p> <p style="padding-left: 20px;">意見なし</p> <p>（事務局）</p> <p style="padding-left: 20px;">それでは補助金番号92番（私道移管助成金）からヒアリングを始める。道路管理課から説明をお願いします。</p> <p><b>・道路管理課説明（角田副主幹、松井主査補）</b></p> <p>私道移管助成金は、一般に使用されている公道でありながら、何らかの事情で市の管理道路になっていない私道を市へ移管する際に、関係住民権利者等（道路愛護組合、自治会等）が実施する移管に必要な用地測量業務及び道路台帳作成業務にかかる費用の一部を助成しようとする事業である。</p> <p>用地測量業務は、①私道の道路用地の確定。②地積測量図の作成（道路用地の寄付に資するため、土地を道路部分とそれ以外の部分とに分筆する際に必要）。道路台帳作成業務は、市道として管理するために必要な現況平面図・区域線図・構造図等を作成するものである。</p> <p>現在は、開発行為で整備された道路は市に帰属されるが、昭和45年前後に造成された開発は、道路が市に帰属されず、開発事業者あるいは宅地の所有者が所有しているケースが多く、佐倉市内にはこのような私道が多く存在している。こうした私道の補修等の維持管理は、公道でありながら関係住民等が自らの費用で負担しなければならないことから、今後、市が管理していくことが望ましいものとする。</p> <p>なお、本事業は、市全体から見る私道の占める割合が少ないことで、助成することによ</p>			

って市全体の利益につながるものではないが、関係住民の生活環境の整備を図る必要性から、継続して実施しようとするものである。

(委員長)

私道の全体は何キロくらいあるか。

(道路管理課)

把握できていない。

(委員長)

金額の根拠は何のために出しているのか。

(道路管理課)

市道に移管するための用地測量、道路台帳作成費の 50%を助成している。

(委員長)

91 番（私道舗装等助成金）と分かれている理由は。

(道路管理課)

移管せず、工事だけ行う場合があるため、分かれている。

(委員長)

今後増える予測があるのか。

(道路管理課)

同じくらいと考えている。

(B 委員)

点検シートでは、公益性が 0 点になっているが。

(道路管理課)

市全体からみると公益性は少ないため、0 点とした。

#### ・生涯スポーツ課説明（金子課長、曾山主査）

113 番（千葉県歩け歩け佐倉市大会補助金）について、その事業概要と補助金の継続交付の必要性について説明させていただく。

はじめに事業の概要であるが、この事業は、健康で明るく元気に生活できる社会を実現するため、生活習慣の改善とウォーキングの普及、啓発を目的に、毎年 11 月下旬の土曜日、日曜日の 2 日間にわたり、ユーカリが丘南公園をスタート、ゴール地点として、参加者が 30 km、15 km、7 km のコースに分かれ、市内の名所旧跡や印旛沼の田園風景など、佐倉市の大きな魅力である歴史、自然、文化を楽しむウォーキングイベントである。

この事業は、平成 12 年度から実施されており、今年の大会で 12 回目を迎える。

市からの補助金は同年度から交付しており、補助額は大会運営経費の 2 分の 1 以内、かつ予算の範囲内としている。

次に、補助金の継続交付の必要性だが、この事業が民間の団体が任意に開催するイベントであることから、補助金点検シートでは、公益性の項目 1 で、「補助金等の支出がなくて

も市民の生活に支障はない。」に該当し、公益性の評価点が6点と低くなっている。

しかしながら、ウォーキングは、誰もが簡単に始めることのできる身近なスポーツでもあり、こうした活動を通じたスポーツの推進は、総合計画における「生涯スポーツのサポート環境の充実」、あるいは「スポーツに親しむ機会の提供」といった基本施策にも整合することから、こうした民間団体の活動を支援することで、市民の間に身近なスポーツや運動が定着し、市民の健康・体力づくりの推進ができるものと考えている。

また、この事業は、健康・体力づくりという側面ばかりでなく、参加される方のほとんどが市外からの参加者であり、佐倉市の大きな魅力でもある市内の歴史、自然、文化を見歩きしてもらうことで、観光振興や交流人口の増加といった副次的な効果もある。

したがって、当課としては、この事業の運営状況や参加者数などに注意を払いながら、現状を維持するなかで継続して交付してまいりたいと考えている。

(A 委員)

参加人員が増えている。実績はよい状態にあるが、点検シートには縮小も視野に入れるとあるが。

(生涯スポーツ課)

補助金のウェイトが低くなっているので、独自の事業展開も踏まえ、補助金の縮小を考えていく必要があるのかなと考えている。

(委員長)

金額の根拠は。

(生涯スポーツ課)

運営経費の2分の1以内である。

(委員長)

全事業費に対する補助金の比率はどれくらいか。

(生涯スポーツ課)

1割程度である。

(委員長)

追加の資料として、前回大会運営費の補助率等があると助かる。他のスポーツに対する補助と比較してどうか。

(生涯スポーツ課)

個々の種目には補助していない。体育協会へ補助をしている。また、地域の中で自主的に広場を確保してスポーツをしている場合に、広場の賃借料等を補助している。

さらに、スポーツ少年団への補助金や佐倉朝日健康マラソンへの補助金として交付している。これが全てである。

補助金の割合は年々低くなっている。佐倉朝日健康マラソンは4,600万円の大会経費に対して90万円程度の補助となっている。

基本的に参加料をもって大会運営を行っているもので、一概に多い、少ないは論じられな

いものと考えている。

(B 委員)

他の補助金は点検シートの公益性が 8 点である。これだけ 6 点なのはなぜか。

(生涯スポーツ課)

任意団体が実施しているため公益性が低くなったと考えている。そのため、6 点となってしまっている。

(B 委員)

佐倉朝日健康マラソンが 8 点なのはなぜか。外部団体がやるものということでは同じではないのか。

(生涯スポーツ課)

共催しており、市民枠を設けているため、千葉県歩け歩け佐倉市大会補助金とは性格が違っていると考えている。

(B 委員)

共催だったら分類 2 に区分されるのではないか。

(D 委員)

生命に支障があるかどうかと、開催主体が違うというのは論点が違う。評価項目とイベントに対する評価が合わないということなのだろうと思う。

(生涯スポーツ課)

市民の体力づくりに資するというのが共催という意味である。

(C 委員)

12 年度から開催していて育ってきたので、補助金としての援助はやめようかなというのは理想的である。縮小の方向というのは、そういう判断してということによろしいか。

(生涯スポーツ課)

そのとおりである。

#### ・下水道課説明（豊田副主幹）

「佐倉市水洗便所改造資金助成金」、「佐倉市水洗便所改造奨励金」の 2 件について説明させていただきます。

この 2 件については、公共下水道への早期接続を啓発、誘導するため、「佐倉市水洗便所改造資金等助成条例」として定められているものである。

内容としては、公共下水道の供用開始後 3 年以内に接続された方を対象に、水洗便所への改造資金を金融機関から借入れた場合、その利子相当分、2 万 7 千円を限度に助成することで、資金調達の困難な方への啓発、誘導をするものである。また、奨励金として便槽 1 基につき 7 千円を交付する制度である。

市民生活に直接影響を与えるという制度ではないが、下水道の普及促進による生活環境の改善、公共水域の水質改善などの効果を考慮すると、公益性は高いものと考えている。

また、市の下水道普及強化の姿勢を示す具体的な手段として条例で定められたもので、現在も下水道整備を進めている状況であるので、継続していく必要があると考えている。

(委員長)

対象はどのくらいあるのか。

(下水道課)

全体の人口に対して、普及率は水洗化人口 15 万 5 千人で、91.5%が接続している。

(委員長)

8.5%がまだということか。

(下水道課)

市街化調整区域の整備を進めており、今後も進める計画がある。全体計画としては平成 36 年度が目標である。

(委員長)

補助対象が何戸残っているか。

(下水道課)

把握していない。

(委員長)

金額の根拠は。

(下水道課)

改造費用として 30 万円を借りて、元利均等払いとして利息分の額 2 万 7 千円というのが根拠である。

(D 委員)

一般的に工事はいくらくらいかかるのか。

(下水道課)

50 万円程度かかると思う。この補助は工事の一部に充ててもらうための 7 千円ではなく、啓発的な意味をもつものである。

(D 委員)

7 千円が奨励に資する水準の金額かどうか論点ということかと思う。

(委員長)

残りの戸数を把握していないと、計画の進捗が図れないのではないか。

(下水道課)

今後の数字は把握できない。供用開始後 3 年の件数は調べることは可能である。

(C 委員)

平成 36 年度までに完了ということか。

(下水道課)

今後見直しされる可能性もあるが、現在の計画としては平成 36 年度である。

(委員長)

114 番（佐倉市水洗便所改造資金等助成金）は 2 年続けて利用者がいないということか。

（下水道課）

過去 5 年まで遡って調べたが 0 件であった。

（D 委員）

制度自体を知らなくて 0 件ということなのか。

（下水道課）

知らないことはない。各戸、回って啓発している。

（D 委員）

金利を見直す話はあるか。

（下水道課）

資金の貸出しをしている市町村もある。他市の状況を勘案して検討する必要はあると考  
えている。

（D 委員）

制度として使われないと仕方がない。

（委員長）

合併浄化槽のままでいいというところもあるか。

（下水道課）

最近導入した方の中には接続をためらう方もいる。下水道使用料の方が合併浄化槽の維  
持管理費より安くなる旨を説明して、勧奨している。

#### ・産業振興課説明 1（鈴木課長、岩井副主幹）

佐倉市工業団地連絡協議会補助金の対象である「佐倉市工業団地連絡協議会」は、佐倉  
市太田、石川、六崎にある佐倉市工業団地（参加事業所 63 事業所）が組織する団体で、地  
域環境整備や共通する諸課題について連携して取組むことを目的として設置している団体  
である。昨年度の補助金の決算額は、31 万 5 千円である。

この団体の主な活動としては、工業団地内の環境維持・改善、地域共生の観点からの諸  
活動、具体的には地域の清掃や見学研修の受入れなどを行っており、地域貢献度も高いも  
のと考えている。また、この補助金を支出することで、市と工業団地との連携が図りやす  
くなることにより、市が行いたい、あるいは誘導したい産業振興施策等が実施しやすくな  
るものであり、補助金は継続維持したいと考えている。

次に、佐倉市中小企業資金融資利子補給金は、市内の中小企業者が経営上必要とする資  
金の調達を円滑にし、商工業の育成を図ることを目的として行っている利子補給制度であ  
り、経済の下支えに貢献する中小企業の経営安定、強化に貢献しているものである。

昨年度の補給金の決算額は、1,300 万 3 千円であった。

この補給金は、特定の企業・個人への補助金ではあるものの、商工業の振興のためには  
ぜひとも必要なものと考えている。

また、現在は1年以上継続して事業を営んだ場合に支給対象としているが、これから事業を起そうとする「起業」に係る融資の場合についても、利子補給について補助したいことから、拡大に向け検討してまいりたいと考えている。

次に、佐倉市企業誘致助成金は、市がエリア範囲を決めて行う企業誘致にともなう進出企業等に対して、その固定資産税、都市計画税や緑化推進、市内雇用を促進する場合の助成など行っているものである。昨年度の助成金の決算額は、1億6,028万1千円であった。

特定の企業等への助成のため公益性は低いものの、商工業の振興、雇用の促進、税収の確保のためには、ぜひともさらに充実させて、優良企業の誘致を進めるべきと考えている。

今後、省エネ対策事業や事業内保育所の設置等に対する助成についても、あわせて検討してまいりたいと考えている。

(委員長)

71番(佐倉市工業団地連絡協議会事業補助金)と73番(佐倉市企業誘致助成金)は関連するか。

(産業振興課)

別のものである。

(委員長)

類似の施策はあるか。

(産業振興課)

ない。佐倉市には4つ工業団地があり、そのうち3つの工業団地の連絡協議会について補助している。

(D委員)

連携し、産業振興施策等の推進に資するという意味では必要な気がするが、具体的にはどうしているのか。工場が1つのところに集まっていることが、どういうメリットにつながるのか。

(産業振興課)

基本的には清掃であり、草刈りやゴミ収集である。救急救命講習とか、視察研修も実施している。

(B委員)

対象が何社あって、そのうち何社が参加しているのか。

(産業振興課)

ほぼ参加していると理解していただいてよい。

(A委員)

(佐倉市中小企業資金融資利子補給金の)融資を受ける会社が連絡協議会にも入っているか。

(産業振興課)

入っている。

(委員長)

工業団地だけにどうして補助があるのかというところが論点か。

(B 委員)

エリアとして環境対策をやる意味は大きいものがある。

(委員長)

72 番（佐倉市中小企業資金融資利子補給金）に移る。

これは希望者全員に融資しているのか。

(産業振興課)

千葉県信用保証協会にいったん審査をお願いして、返事をもらってから取引先の金融機関を通して融資の決定を行っている。

(A 委員)

条例と施行規則をみると、融資額の上限は 2,000 万である。交付状況説明書を見ると 100 万を超える企業が 6 社あるが、これはどうしてか。

(産業振興課)

交付状況説明書は、個人ではなく、金融機関 17 店舗ごとに当該融資に係る利子補給のため交付しているというものである。

(委員長)

信用保証協会で認められないものはどれくらいか。

(産業振興課)

申請の 10%は額の変更を求められるという印象がある。融資拒否は 0 である。

(委員長)

中小企業の範囲は。

(産業振興課)

中小企業法に定める範囲。業種によって定義が異なる。

(委員長)

農業の場合にはそういう制度があるのか。産業全体がフォローできているかどうか気になる。

(委員長)

73 番（佐倉市企業誘致助成金）に移る。

佐倉市の産業施策の中で、どういう位置づけになるのか。

(産業振興課)

エリアを定めて誘導するためのもので、環境保全、市の雇用政策に資するものである。実施計画、産業振興ビジョンにも位置付けられている。

(委員長)

何年間免除が受けられるのか。

(産業振興課)

5年間である。

(委員長)

免除してもなお、歳入の方が多というデータが示せるかどうか。

(産業振興課)

その計算は行っている。5年後には固定資産税も身入りになるので、効果が高い。

(A 委員)

昨年度の実績より今年度の予算額は少ないが。

(産業振興課)

5年目で助成が終了する企業があるためである。また、固定資産税については、償却資産に係る分が減価償却等で減るので、予算は減っている。1社誘致するとしても、企業の規模によって歳入が全く変わってくる。

(A 委員)

今年度の1社はめどが立っているか。

(産業振興課)

規模の拡大を行うのが1社ある。

(C 委員)

事業内保育所設置の話があったが、まったくこれからの話か。

(産業振興課)

これからの話である。

(D 委員)

企業は、制度が終わってもなお残ってくれているのか。

(産業振興課)

助成が終了し、出て行ってしまった企業はない。

(D 委員)

助成した分だけ市に還元してくることが大事である。そこをしっかりと抑えた説明にしてほしい。

(B 委員)

目標値が1社の立地だが、立地が新たに1社ということか。地元雇用の増加というのはどれくらいか。

(産業振興課)

立地指定が1社。工場の増設が1社。これについては、200名くらいの新規雇用が発生している。1社と書いたのは新規である。

(B 委員)

何社及び何人というのが正しい目標のあり方ではないか。

・産業振興課説明2（鈴木課長、岩井副主幹）

佐倉市伝統的工芸品産業保存育成事業補助金は、千葉県が指定する佐倉市の伝統工芸品に対して、伝統工芸品の保護育成を目的として、一定の条件のもとに年間 15 万円を上限に補助しているものである。

佐倉の伝統工芸品は限られているが、歴史と文化を標榜するまちづくりの理念を踏まえ、和弓と組紐の技術者お二人に対して補助しているものである。昨年度の補助金の決算額は 30 万円である。

これも特定の方への補助ではあるが、貴重な佐倉の伝統工芸を保護していく観点から必要なものと考えている。

さらに、対象者を千葉県が指定するものだけではなく、他の技能者への助成についても検討してまいりたい。

(委員長)

交付は申請によるものか。

(産業振興課)

そうである。

(委員長)

独自の佐倉市の認定制度があると対象者は増えるが、そういう計画はあるか。

(産業振興課)

文化財の認定には非常に高度な知見が必要である。県も国と連携して進めている。独自の認定には時間がかかる。

(委員長)

交付の意味は。

(産業振興課)

技術を伝承したい、という観点から申請いただいているものと考えている。

(D 委員)

15 万円はどう使われているのか。

(産業振興課)

材料等に使われている。

(D 委員)

15 万円は、1 つの事業を進めていくにはあまりにも少額ではないかと思う。本気で守っていくならもっと交付しなければならないのでは。

### ・産業振興課説明 3 (鈴木課長、岩井副主幹)

佐倉市認定職業訓練運営事業補助金は、技術者の養成を図ることを目的として行っている佐倉共同高等職業訓練校への補助であり、年間 68 万円を補助している。現在 9 名の方が修学している。木工技術の習得のため、週に 2 回、1 回 3 時間の授業を、一人 2 年間で学ぶカリキュラムとなっている。

特定の団体への補助であることから、市民に対する直接的な効果は低いものの、優秀な木工技術者を養成することは、地域にとって望ましいことであることから継続維持していくべきであると考えている。

介護未経験者の雇用に係る研修支援助成金は、市内の介護事業所が介護未経験者を雇用した場合に、その研修費について一定の範囲で助成しようとするものである。昨年度は申請がなく、実績はない。

一部の団体等への補助であることから、直接的な意味での公益性は低いものの、高齢化が顕著であり、介護者を増員、充実させていく必要があることから、継続いたしたいと考える。

ただし、助成金が研修費補助という限定されたものであり、昨年度の実績もなかったことから、対象等について検討すべき課題があるものと考えている。

(委員長)

79番（佐倉市認定職業訓練運営事業補助金）の質疑に入る。

県の補助はあるのか。

(産業振興課)

ある。国はない。

(委員長)

市が出資している団体か。

(産業振興課)

出資はしていない。

(委員長)

問題は、いろいろな技能が必要な中で、木工だけがなぜということである。

(産業振興課)

補助金は佐倉共同高等職業訓練校への側面的な支援であるため、科目を増やすということが難しい。佐倉は木工に関しては指導するだけのノウハウがあるということだと認識している。つまり、講師陣の手当ができるということだろうと思う。

(B委員)

そこを卒業した方で、佐倉市に定着した方はいるか。

(産業振興課)

資料を持ち合わせていない。

(委員長)

82番（介護未経験者の雇用に係る研修支援助成金）の質疑に移る。

現在の介護従事者の状況はどうか。

(産業振興課)

就労状況は把握していない。101の関連事業者がいて、通所、訪問、入所、レンタル等の内訳は把握している。通所、訪問が54、通所23、入所13、レンタル等が11である。

(委員長)

佐倉市の状況に未経験者が多いという状況があれば機能すると思うが、そういう人がいなければ別のところに補助するべきではないか。

(D 委員)

産業振興課の目的は雇用であり、介護分野は成長分野なので、育成したいということか。

(産業振興課)

そうである。現場では未経験者でも雇用したいと聞いている。市内の事業者が市内の方を雇用した時に補助対象となるものである。

(D 委員)

ケアマネージャーを前提に制度設計しているということだが、福祉分野に限らず資格を取得する時の補助とすればもっと有効に活用できるかもしれない。

#### ・産業振興課説明 4 (鈴木課長、岩井副主幹)

佐倉市中小企業退職金共済金補助金は、市内の中小企業における退職金制度への加入を促進させ、従業員の福祉の向上と雇用の安定化を図ることを目的に、雇用された方の初年度のみ月額 1 千円を上限に補助しているものである。昨年度の補助金の決算額は、151 万 1 千円であった。

中小企業に従事する方の生活の安定を確保する観点から、今後も継続維持してまいりたい。

(委員長)

申請者全員に補助されるものか。出さなくてはいけないものなのか。

(産業振興課)

全員に補助される。県内でも 18 市が助成している。成田市は 5 年間、月額 1 千円の助成となっている。柏市は 1 年間だが 6 千円となっている。佐倉市は標準的であり、老後の生活資金安定のための公的扶助であると考えている。

(委員長)

従業員が佐倉市民でない場合もあるのではないか。

(産業振興課)

佐倉市としては法人に対して支払っている。

(委員長)

年金との関連はあるか。

(産業振興課)

関連はない。

(委員長)

問題は中小企業の職員だけ優遇されているかということにならないかということろだ。

(B 委員)

あくまでも初年度の支援か。

(産業振興課)

そうである。

～休憩～

## (2) 補助金の検討・評価について

(委員長)

それでは、議事 2 に移る。本日は暫定的な結論を出したい。

まず、92 番（私道移管助成金）について、ご意見をいただきたい。

私としては、私道全体に対しての割合がわからなかった。公道を管理しているだけだから、私道の管理は難しいかもしれない。私は市道になるのが望ましいと考えているので、継続でいいのではないかと考える。

(D 委員)

本制度の運用としては、私道をしっかり審査して、公益に資するのであれば市へ移管していくという前提が重要である。

(B 委員)

袋小路だと私道。通り抜けができれば市道になる。道幅の確保等、安全面を考えても、維持でいいのではないかと思う。

(委員長)

拡大か縮小かは申請数に応じるので、継続でよいか。

次に、113 番（千葉県歩け歩け佐倉市大会補助金）だが、平成 12 年から 10 年以上やっている。10 年くらいでやめてもよかったのではないか。廃止（段階的縮小）が私の意見である。

(B 委員)

この大会は補助金があるため、佐倉市民の参加負担金が安いのではないか。

(委員長)

佐倉市民の参加率が低い。健康に資するという理由もわかるが、補助金がなければ進まないわけでもなさそうだ。もう少し公益的な要素がなければ、補助する必要はないのではないか。

(D 委員)

民間にできることは民間でということではないか。

(委員長)

次に 114 番（佐倉市水洗便所改造資金助成金）、115 番（佐倉市水洗便所改造奨励金）である。

114 番（佐倉市水洗便所改造資金助成金）は実績がない。これはお金を借りてまで改造する人がいないということで、即時廃止でいいのではないか。

（C 委員）

むしろ資金を貸付をする方に変えてもらいたいと思う。その方が少なくとも現状よりいいのではないか。他市町村でもそうしているところもある。

（委員長）

115 番（佐倉市水洗便所改造奨励金）の方はどうか。7 千円が奨励になるかどうか。（未接続戸数等の）全体がわかるといいのだが。

（D 委員）

本制度が下水道普及にどれくらい資するのか判断がつかない。

（B 委員）

やめる理由を示せるかどうか。

（委員長）

下水道はどんどん延長している。急に補助金がなくなることの方が問題なのではないか。接続の工事費はどれくらいかかるのか。

（事務局）

さきほどは、担当から 50 万円程度という話があった。

（委員長）

維持か。

（D 委員）

114 番（佐倉市水洗便所改造資金助成金）の借入れ前提という制度設計がどうなのか。114 番の方が工事費が大きいことを前提としているのかも知れないが、114 番で借りたときは 2 万 7 千円もらえるのに、115 番で自費で接続した場合は 7 千円というのは制度設計にも課題を感じる。この 2 つは総合的に検討して、下水道の普及という目的に対して、再検討する必要があるのではないか。制度上、市からの貸出しに変えたところで借りるということに変わりはなく、本人の負担も変わらないので、貸出し前提というところに違和感を覚える。

（委員長）

今のご意見を参考にして、継続だが、内容を見直した方がいいということでどうか。

次に 71 番（佐倉市工業団地連絡協議会事業補助金）だが。

（B 委員）

維持でよいと思う。工業団地として、廃棄物処理や災害に対して近隣に被災が及ばないようにするという条件を附した上で、維持でよいと考える。

この補助金は産業同士の連携や、安全面での意識向上のきっかけになっている。非常に重要であると感じる。

（委員長）

私は廃止（段階的縮小）かなと感じていた。

(D 委員)

法人に対して 30 万円程度を支払うことにどういう意味があるかと考えたが、行政が入って、自治をしっかりとやってもらいたいという関係構築のための制度と考えると、そういう制度があつていいと感じている。内容は、視察研修等もあり、それも込みでの費用なのかなと感じた。

(A 委員)

継続（維持）でいいと感じている。活動実績をホームページで見たが、内容にも公共性がある。

(委員長)

継続、廃止（段階的縮小）の意見があるということで、再検討しましょう。

(委員長)

次に 72 番（佐倉市中小企業資金融資利子補給金）だが、どうか。

(D 委員)

中小企業の業界では必須ではないか。過剰にならないよう、適正に運用するしかないのではないか。利子補給して、その結果どの程度存続しているのかというのが成果指標になるのだろうと思う。

(A 委員)

確かに利子補給は助かる。ただ、それがなくなったとき、きちんと自立できるかどうか。そのような心配もある。無制限にやるのではなく、審査をしっかりとすることが大事ではないか。担当課希望の継続（拡大）が本当によいのかどうか。

(B 委員)

千葉県信用保証協会が適正と判断した時に、早いもの勝ちにならないかどうか。そういう意味でも縮小は難しいのではないか。

(D 委員)

縮小か拡大かをここで決めるのではなく、そのときの情勢を見極めて対応するしかないのではないか。やみくもに補給するのではなく、信用協会と連携しつつ優先順位を決めてやってもらいたい。

(委員長)

維持というところか。

次に 73 番（佐倉市企業誘致助成金）だが。佐倉市の税金から出ていることを考えると、企業の採算状況を考えなくていいのかと感じるが。

(D 委員)

投資回収できているならばよいのではないか。企業誘致という政策のもとで過剰に出しすぎるのはリスクだが、うまくコントロールしながら、市の経済に還元されていることがモニタリングできていればよいのではないか。企業にずっと立地していただけるような関

係の構築が重要である。

地元雇用については宿題が残っていると感じた。

(B 委員)

目的だが、誘致 1 社及び雇用何人としないと、あいまいになってしまう。

緑化事業が目的に入っているのはどうか。シンプルにしないと総花的になって、あれもこれもとなって、目的があいまいになる。雇用は雇用、立地は立地という形に整理して進めていくのがよいのではないか。

(委員長)

維持か。

次に 75 番（佐倉市伝統的工芸品産業保存育成事業補助金）だが。

拡大してもいいのではないか。15 万円では補助にならない。

(D 委員)

やるのであれば、工芸品そのものを活用したり、アピールしたり、そういった政策誘導があってよいのではないか。個人に 15 万円を支払うというのはどうなのか。目的に対する手段として違和感を覚える。

(委員長)

伝統工芸に対する佐倉市の独自性が見えない。もう少し観点を変えることが必要では。佐倉市に伝統工芸の組合があるのかどうか。

(D 委員)

国、県からどういう補助がなされていて、全体を体系的に捉えることができれば、その上で判断ができるのだが。国、県とセットになって、15 万円もその一部として機能しているのであれば、それはそれでいいと思う。

(委員長)

それでは保留ということ。

次に 79 番（佐倉市認定職業訓練運営事業補助金）だが、なぜ木工だけなのか。

(C 委員)

職業訓練法人への側面的支援ということなので、主体性が市にはあまりないと感じた。B 委員が質問された、卒業生の市への定着率は大事である。

(D 委員)

職業訓練法人に支援をすることがどれだけ佐倉市に資するものなのか。同法人との昔からの関係があるから補助しているだけであるように感じた。

(委員長)

これも保留か。目的と、時代の要請に合っているかどうかを確認する必要がある。

次は 80 番（佐倉市中小企業退職金共済掛金補助金）である。

(D 委員)

中小企業支援なので、是非をどう議論してよいか判断しかねる。

(委員長)

制度が古く、この場でどうこうするものでもない。維持か。

次に 82 番（介護未経験者の雇用に係る研修支援助成金）だが、実績 0 で、即時廃止でよいか。

(D 委員)

本来は就職する前に資格取得をしておかないと、企業側も採用しにくい。本制度はいつたん就職した人に支援をしようとしたために実績が得られなかったのではないか。雇用拡大が目的であるのであれば、福祉だけではなく、採用された人に対する補助ではなく、もう少し別の視点から制度設計することが必要であると感じている。

以上の附帯条件付きの廃止なのかなと感じる。

(委員長)

では、事務局は今日の暫定的な結果を評価表にまとめておいてください。

本日の議事は終了いたしました。

以上（終了：16 時 05 分）